

# 学校選択制の概要

区における学校選択制の抽選に先立ち、小中一貫校の抽選を行い、その抽選結果を反映し、区において抽選を実施します。(小中一貫校については、48ページをご覧ください)

また、抽選は区役所職員が公正公平に行いますので、必ずしも本人・保護者が立ち会う必要はありません。また、その場合でも不利になることはありません。

なお、**希望校に当選した場合は、指定校へ戻ることはできません。**

**【小中一貫校の抽選日】 令和3年12月6日(月)**

**【東成区の抽選日時】 令和3年12月9日(木)午前10時～**

**【抽 選 会 場】 東成区役所 地下1階 B102・103会議室**

※第1希望者のみで受入可能人数を超えた場合は、第1希望者のみで抽選を行い、第2希望者の受入はございません。

※第2希望まで抽選を行った結果当選とならなかった場合は、第1希望の学校で補欠として順位を付けるため抽選を行います。入学予定者の転出、私立学校への入学等により、希望校の受入可能な人数に空きが生じた場合には、補欠順位に従って繰り上げを行います。

## 11. 抽選結果の公表

抽選対象者への抽選結果の通知は、**12月下旬に郵送する「就学通知書」をもって、抽選結果の通知**とします。

抽選の結果、補欠となった児童・生徒の保護者には、別途「補欠順位通知書」「補欠登録辞退届」を送付します。補欠登録を辞退する場合は、速やかに「補欠登録辞退届」を提出してください。

なお、抽選結果は抽選日以降に区役所に掲示するとともに、区役所のホームページで公表いたします。

## 12. 補欠登録者の繰り上げ・辞退受付

補欠登録者の繰り上げは、抽選実施後、**小学校は令和4年2月10日(木)まで、中学校は令和4年2月18日(金)まで**とし、この日までの変動要因を反映して最終繰り上げを行います。

繰り上げで当選された方へは、希望校へ就学することの意思確認を行ったうえで、「就学通知書」を交付いたします。

また、補欠登録を辞退し、指定校への入学を希望する方は、東成区役所 窓口サービス課(住民情報)(1階16番窓口)へ補欠登録辞退届を提出してください。

## 13. 区内の市立小・中学校へ入学されない方

**私立・国立小中学校や特別支援学校への入学が決定した方、東成区から転出することが決まった方は、速やかに東成区役所 窓口サービス課(住民情報)(電話：06-6977-9963)までご連絡ください。**

なお、**私立・国立小中学校への入学が決定した方は、学校から交付された「入学許可書」(原本)と印鑑をご持参**のうえ、東成区役所 窓口サービス課(住民情報)(1階16番窓口)にて指定学校外就学の届出をお願いします。

抽選で補欠登録となった方が繰り上げ当選を待たれています。また、小・中学校の学級編成を正確かつ円滑・迅速に行うためにも、ご協力をお願いいたします。